告　示

埼玉県告示第七百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県下水道局下水道事業課

電話　〇四八―八三〇―五四六六

ロ　当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

a1a4e0527798dbcf3334be34e2f4457b

別記一

番号			一
都市計画区域名			本庄、児玉
市町村名			本庄市 美里町 神川町 上里町
都市計画の種類及び名称			都市計画下水道 本庄都市計画及び児玉都市計画利根川右岸流域下水道
公聴会	期日及び時間		令和八年十二月二日午後二時から
	場所		小山川水循環センター管理棟二階大会議室
公述申出書	提出期間		令和八年十一月十六日から同月二十七日午後五時十五分まで
	提出先		埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、本庄市教育委員会事務局スポーツ推進課、本庄市上下水道部経営管理課
都市計画の構想	閲覧期間		令和八年十一月十六日から同月二十七日午後五時十五分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
	閲覧場所		埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、本庄市教育委員会事務局スポーツ推進課、本庄市上下水道部経営管理課

別紙11

公　述　申　出　書

令和８年１１月１０日付け埼玉県報に登載された本庄都市計画及び児玉都市計画下水道の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和８年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　　所

氏　　名

連絡先（電話番号）

年　　齢

職　　業

意見の要旨及びその理由　　別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

（１）400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

（２）楷書で、横書きにしてください。